

高砂市人権教育及び啓発に関する
基本計画策定業務委託
特記仕様書

高 砂 市

福祉部 人権福祉室 人権推進課

高砂市人権教育及び啓発に関する基本計画策定業務委託 特記仕様書

1 業務の名称

高砂市人権教育及び啓発に関する基本計画策定業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで（2箇年）

3 業務の目的

高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針行動計画（第3期）（以下「現計画」という。）の計画期間が令和7年度をもって満了することから、社会環境の変化を踏まえ、高砂市（以下「発注者」という。）における人権教育及び啓発に関する施策を更に促進するため、高砂市人権教育及び啓発に関する基本動計画（以下「新計画」という。）を策定することを目的とする。

なお、新計画は、高砂市民の人権意識調査を分析し結果内容を踏まえたうえで、現計画を基本に人権の各分野での課題や目的、昨今の現状、関連する法令や国及び都道府県の計画、市のその他計画との整合性を図りながら高砂市の人権教育・啓発の基礎となり得る計画とする。

4 業務の内容

（1）市民意識調査に係る業務支援

新プラン策定にあたり、高砂市における男女共同参画全般に対する市民意向を把握するため市民アンケートを実施する。本業務の受注者（以下「受注者」という。）は、アンケート調査表（以下「調査票」という。）を作成し、市民アンケート1,000通（女性500名、男性500名）の配布・回収整理・集計・分析を行うものとする。

① 「調査票」の作成

市民対象のアンケート調査の内容を他市町村の事例等を収集し、業務内容に反映できるよう調査項目の検討・分析を行い、担当職員と協議の上、「調査票」を設計し作成する。

ア 「調査票」設問数 約30問程度

イ 調査票（A4 12ページ 1,000部）、依頼文の印刷は受注者が行う。

ウ 返信用封筒、宛名シールの印刷及び貼り付けは発注者が行う。

エ 調査票、依頼文及び返信用封筒の封入は発注者が行う。

② 「調査票」の配布

ア 郵送で配布し、郵送またはWEB方式にて回収する。

イ 配布、及び回収は発注者が行う。

③ 回答票の回収（郵送）

回答の返送は料金後納郵便とし、返送先は発注者とする。

④ 回答票の回収（WEB方式）

ア 設問及び回答フォームは、調査票案に基づき発注者が作成する。

イ) 調査対象者が回答フォームにアクセスしやすくするため、受注者はURLをQRコード化し調査票に掲載すること。

⑤ 回収「調査票」の整理及び調査報告書の作成

③及び④において回収された「調査票」について単純集計に基づき、地域や年齢層による意識の違いが把握できるようクロス集計を行い、前回意識調査との比較等を行うものとする。

また、これらをグラフ等によりわかりやすく表現するとともに、解析を行い、担当職員と協議の上、調査報告書を作成する。(データのみ)

(2) 計画策定に係る業務支援

市民意識調査の結果、高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針行動計画庁内推進委員会において、「現計画」の進捗状況、国・県の基本計画との整合性の検証を行い「新計画」を策定するための支援を行う。

① 計画準備

- ・計画の目的を十分把握し、合理的な工程別の作業計画を立案し、必要とする資料収集について調整を図り、適切な作業計画とする。

② 「新計画」策定計画で検討していくべき以下の課題抽出や情報等の提供

- ・現在の人権に関わる課題等。
- ・人権に関わる国際的・国・都道府県等の動向や情報収集
- ・各分野の人権に関わる法令等の改正点や新たな法整備の追記等。
- ・その他人権に関して必要と思われる情報提供。
- ・市民意識調査結果を受けての、各分野での現状分析及び今後の課題・方向性等の記載。

③ 基本方針の設定

- ・「第5次高砂市総合計画」に記載された人権に関する内容等を踏まえ、「現計画」を見直し、事業の整理・検討を行い、「新計画」の方向性及び基本コンセプト・基本方針を設定する。

④ 施策体系の策定

- ・人権に関わる国・都道府県の人権基本計画や動向を元に情報収集し、具体的な施策のあり方を検討する。

⑤ 「新計画」素案の策定

- ・②から④の内容を踏まえ、高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針行動計画庁内推進委員会等に報告する「新計画」素案を策定する。

⑥ パブリックコメント実施

パブリックコメントを市ホームページで募集するため、素案のデータ(PDF形式)を発注者に提供する。また、パブリックコメントのための市広報及び市ホームページ掲載案を作成する。

パブリックコメントにより提出された市民等の意見を集約し、回答案、講評案を作成する。

また、パブリックコメントにより素案の見直しを提案する。

⑦ 各種会議への出席と資料作成

- ・「新計画」策定にあたり、会議の開催に関する資料の収集・作成を行う。

- ・会議は、高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針行動計画庁内推進委員会(2回程度)

を予定。

- ・前述の会議時には、事務局の支援、コンサルティングとしての出席、会議資料の作成・取りまとめ、議事録の作成等行うものとする。

⑧ 「新計画」及び「新計画」概要版の作成

- ・会議開催時に「新計画」素案を報告し、校正・レイアウト等の整理・調整を行い、「新計画」を作成する。
- ・主要項目については、すべての市民がわかるように「新計画」概要版を作成する。

5 成果品

受注者が業務にかかる成果品として納入するものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 成果品 市民意識調査報告書（データのみ）

- ・ワード・エクセル・JPEG等で保存したものとPDFで保存した電子データ）
デザイン含む、A4版、175ページ程度

納期限 令和7年1月31日（金）

(2) 成果品 高砂市人権教育及び啓発に関する基本計画

- ・デザイン含む、A4版、50ページ程度、モノクロ印刷、200部
- ・ワード・エクセル・JPEG等で保存したものとPDFで保存した電子データ
- ・表紙：カラー印刷、100kg/m²以上の上質紙

納期限 令和8年3月13日（金）

(3) 成果品 高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針行動計画（第4期） 概要版

- ・デザイン含む、A4版、8ページ程度（75kg/m²）、カラー台紙、モノクロ印刷、200部
- ・ワード・エクセル・JPEG等で保存したものとPDFで保存した電子データ

納期限 令和8年3月13日（金）

6 成果品の帰属

委託事業の実施に伴い作成した資料及び成果品に係る著作権その他一切の権利は市に帰属する。

7 委託料の支払

受注者は、各年度の業務終了後、成果品の検査を受け、これに合格したときは、委託料の支払を請求するものとする。発注者は、請求のあった日から30日以内に、委託料を支払うものとする。

なお、各年度の業務の完了は、以下のとおりとする。

(1) 令和6年度

市民意識調査報告書（データ版）

(2) 令和7年度

高砂市人権教育及び啓発に関する基本計画及び概要版

8 注意事項

- (1) 受注者は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報取扱特記事項を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) この仕様書において受注者の業務としたものにかかる経費は、全て受注者の負担とする。
- (3) 受注者は業務を円滑に遂行するために、逐次高砂市と連絡調整を行わなければならない。
- (4) 業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受注者は速やかに市が必要と認める、訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受注者の負担とする。

9 その他

この仕様書に定めのない事項及び仕様書について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。